

松川町 一般廃棄物処理基本計画

長野県下伊那郡松川町

令和 7年 3月

目 次

目次	1
趣旨	2
第1章 処理基本計画の基本的事項	
1. 計画の基本方針	2
2. 計画の期間	3
3. 廃棄物処理の現状	3
第2章 ごみ処理基本計画	
1. 一般廃棄物の排出の状況	4
2. ごみの種類	4
3. ごみ排出量の将来予測	6
4. 処理計画	7
5. 処理計画達成のための施策	10
第3章 生活排水処理基本計画	
1. 生活排水処理計画	13
2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画	13
3. し尿・浄化槽汚泥処理の状況	13
4. し尿・浄化槽汚泥処理の将来予測	14
5. 中間処理計画	14

趣 旨

町のごみ収集、処理を、将来にわたり維持するため、分別・リサイクルによる適正なごみ処理を行う必要がある。そのためには、町民や事業者、行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、松川町の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立って基本となる事項について定めるものです。

第1章 処理基本計画の基本的事項

1. 計画の基本方針

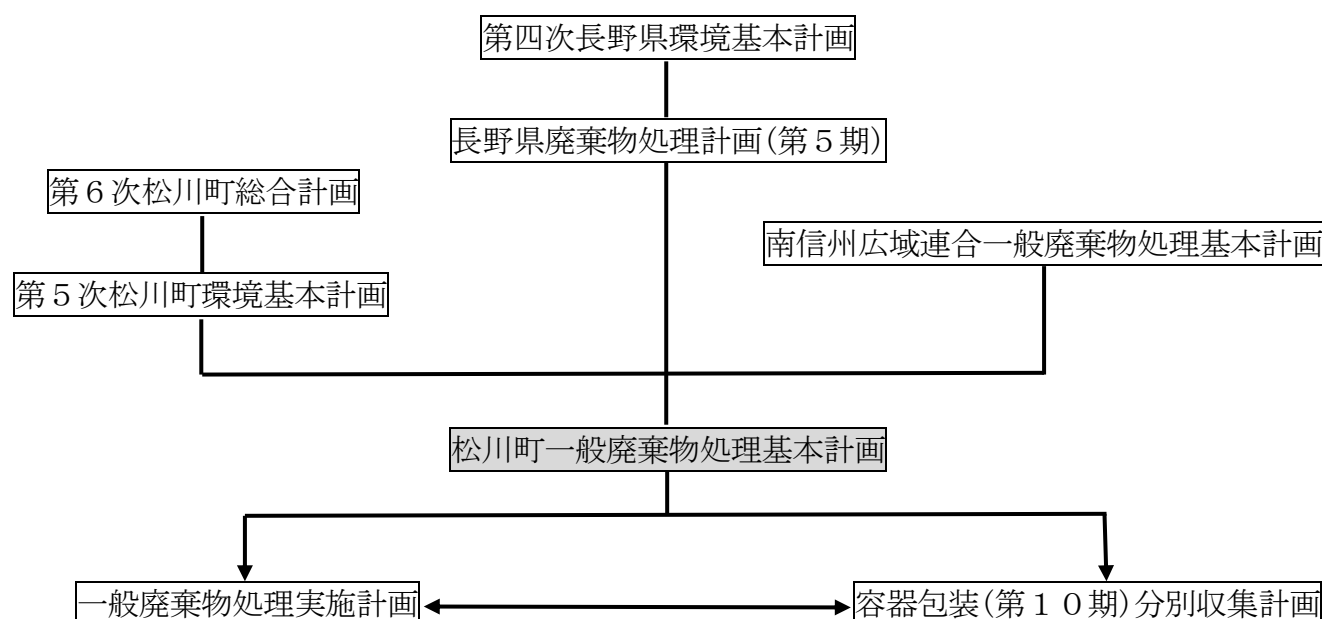
(1) 計画の位置づけ

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示します。

- ・町民、事業者、行政が一体となった取り組みによる循環型社会の構築を図る。
- ・ごみの減量と資源化の推進のため、適切のごみの分別・排出の理解と実践を促進する。
- ・資源ごみ等の収集処理を、年間計画に基づき実施する。
- ・埋立ごみの適正な処理を行うため、埋立ごみの減量化を図る。

(2) 総合計画等との関係

本計画は、上位計画である「長野県廃棄物処理計画」、「松川町総合計画」、「松川町環境基本計画」等との整合を図ることを前提として、上位計画における一般廃棄物処理事業に関する事項を明確にし、本町における具体的方向性を定める計画と位置づけます。なお、本計画に基づいて、毎年度一般廃棄物処理実施計画を策定します。



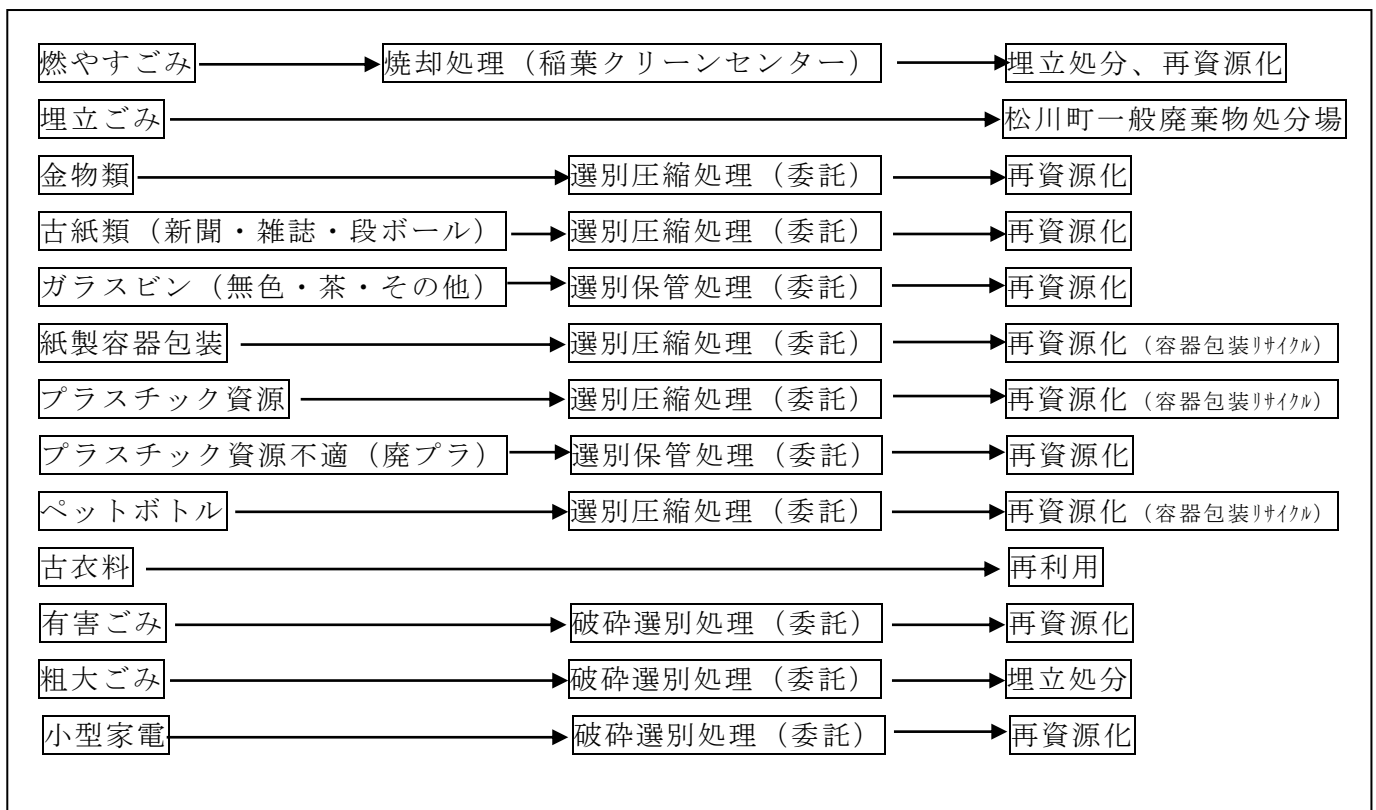
2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和10年度(2028年度)までの4年間とします。計画の目標年度は、令和10年度(2028年度)とします。

3. 廃棄物処理の現状

松川町では、ごみの再資源化、減量化を考慮し、令和6年度現在、13種類17品目の分別を行っています。平成7年度よりガラスビン、平成10年度ペットボトル、平成13年度プラ製容器包装、平成14年度紙容器包装、平成17年度廃プラスチック、平成27年度小型家電の分別収集を開始しました。平成29年9月から廃プラスチックも燃やすごみとして収集を開始しました。燃やすごみについては平成14年度から有料化、粗大ごみについても平成15年度から有料化を実施しました。埋立ごみについては、平成9年度に完成した最終処分場において埋立て処分をおこなっています。令和6年4月より、プラ製容器包装とプラスチック製品が一本化し、プラスチック資源となりました。

ごみ処理フロー図



第2章 ごみ処理基本計画

1. 一般廃棄物の排出の状況

松川町における過去10年間のごみ総排出量は、減少傾向にあります。

ごみ排出量の実績

年 度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
種類											
燃やすごみ		1,350	1,362	1,401	1,506	1,557	1,644	1,634	1,629	1,673	1,614
埋立ごみ		80	48	40	48	63	48	64	64	64	64
有害ごみ		5	5	4	4	4	4	4	4	3	3
小型家電		—	15	8	10	15	10	14	11	10	7
粗大ごみ		15	16	11	21	19	24	20	26	25	25
古衣料		17	24	15	13	13	16	20	18	17	14
資源 ごみ	金物類	44	43	41	39	40	40	47	43	37	33
	古紙類	556	515	411	339	309	273	248	231	209	176
	ペットボトル	15	14	14	13	13	12	15	14	13	11
	プラ製容器包装	160	169	169	162	150	147	149	147	131	126
	紙製容器包装	61	61	57	54	52	49	47	43	42	42
	廃プラスチック	101	126	88	61	—	—	—	—	—	—
	ガラスビン	90	89	85	80	78	76	80	76	70	66
	小計	1,027	1,017	865	748	642	597	586	554	502	454
合計		2,494	2,487	2,344	2,350	2,313	2,343	2,342	2,306	2,294	2,181

※廃プラスチックの排出は平成29年8月まで

※令和6年4月からプラ製容器包装の名称と内容が変更

2. ごみの種類

ごみの種類及び分別については次のとおりです。

① 燃やすごみ

紙くず、生ごみ、レシート等、紙おむつ、木くず、剪定枝等

プラスチック資源（プラ製容器包装）に該当しないプラスチック類、はきもの類、ゴム類、革製品（平成29年稲葉クリーンセンター供用開始から追加）

② 一般資源ごみ

【プラスチック資源（プラ製容器包装）】

レジ袋、チューブ類、発泡スチロール容器、ボトル類、商品を包んでいるラップ、ペットボトルのキャップ、ラベル、プラスチック製品

【紙製容器包装】

包装紙や紙袋、紙容器やふた、菓子箱や石鹸の空箱

【金物類】

食料品の缶、アルミ缶、スチール缶、スプレー缶、アルミ箔、針金、電気コード等

【古紙類】

- ・新聞紙、新聞の折込チラシ
- ・ダンボール、米袋
- ・雑誌、カタログ、コピー用紙、封筒などの束ねられる古紙

【ガラスビン】

飲み物ビン、食品のビン、化粧品のビン

- ・無色のビン
- ・茶色のビン
- ・その他色のビン

【ペットボトル】

飲み物容器、食品容器

③ 埋立ごみ

せともの類、耐熱ガラス、板ガラス、電球、灰、使い捨てライター

④ 粗大ごみ

家具類（椅子、机、タンス、絨毯等）、乗り物類（自転車、三輪車、ベビーカー等）

⑤ 有害ごみ

乾電池類、蛍光灯、水銀体温計

⑥ 古衣料

使用できる衣料、毛布

⑦ 小型家電

電子機器その他電気機械器具（掃除機、扇風機、ファンヒーター、アイロン、ラジカセ等）

3. ごみ排出量の将来予測

年 度 種類		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
燃やすごみ		1,614	1,598	1,582	1,566	1,550	1,535
埋立ごみ		64	44	44	44	43	43
有害ごみ		3	3	3	3	3	3
小型家電		7	7	7	7	7	7
粗大ごみ		25	25	25	24	24	24
古衣料		14	13	13	13	12	12
資源 ごみ	金物類	33	32	31	31	31	30
	古紙類	176	174	172	170	168	166
	ペットボトル	11	11	11	11	10	10
	プラスチック資源 (プラ製容器包装)	126	136	135	134	133	132
	紙製容器包装	42	41	41	40	39	39
	ガラスビン	66	65	65	64	63	63
	小計	454	459	455	450	444	440
合計		2,181	2,149	2,129	2,107	2,083	2,064

※プラ製容器包装は令和6年3月まで。4月からはプラスチック製品を含めプラスチック資源へ。

ごみ排出量の見込み = 直近年度の一般廃棄物の収集実績 × 人口変動率

人口変動率は、南信州広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の人口推計をふまえ、下記のとおり設定しました。

令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和10年度	令和11年度
12,539人 (R6.4時点)	12,417人 (対前年度比)	12,293人 (対前年度比)	12,170人 (対前年度比)	12,048人 (対前年度比)	11,928人 (対前年度比)
	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

4. 処理計画

(1) 収集・運搬計画

①収集運搬計画に関する目標（基本方針等）

家庭ごみの排出量を抑制する必要がある、物品の購入時に使い捨て商品を減らしたり、買物袋を持参し包装材などをもらわない買物をする習慣等の普及を図ります。

全体量の中でも「燃やすごみ」「埋立ごみ」の排出量を減少させ「資源ごみ」としてリサイクルするために、排出者である各家庭に正しいごみの分別方法の理解を深めてもらうための施策を推進します。自治会・グループを対象としたごみ分別説明会の開催や家庭ごみ分別手引、ごみ排出カレンダーの配布をおこない、排出元から分別の徹底を図ります。特に「燃やすごみ」は、生ごみ処理機を使用したリサイクルへ、「埋立ごみ」の大半を占めているプラスチック類、金物類等は「資源ごみ」へ誘導していきます。

収集方法は、原則ステーション回収、一部拠点回収を実施しています。また、収集・運搬は町が業者に業務委託して行います。

- ・燃やすごみステーション 172箇所
- ・一般ごみ集積所 96箇所

②種類毎の収集区域の範囲、収集回数、収集方法（令和6年度現在）

種類	範囲	収集回数	収集方法
燃やすごみ	全域	2～3回/週	S T回収（業者委託）
埋立ごみ	全域	4回/年	S T回収（業者委託）
プラスチック資源	全域	24回/年	S T回収（業者委託）
紙製容器包装	全域	12回/年	S T回収（業者委託）
金物類	全域	12回/年	S T回収（業者委託）
古紙類 （新聞・雑誌・ダンボール）	全域	新聞・雑誌 12回/年 ダンボール 8回/年	S T回収（業者委託）
カラスビン（3色）	全域	7回/年	S T回収（業者委託）
ペットボトル	全域	7回/年	S T回収（業者委託）
古衣料	全域	2回/年	拠点回収
粗大ごみ	全域	6回/年	拠点回収
小型家電	全域	6回/年	拠点回収
有害ごみ	全域	2回/年	拠点回収

(2) 中間処理計画

①中間処理に関する目標（基本方針等）

現在、中間処理については燃やすごみが南信州広域事務組合の稲葉クリーンセンターで、プラスチック資源（プラ製容器包装）・紙製容器包装・ペットボトル等については、民間の中間処理施設で処理を行っています。

焼却処理及び選別・圧縮・梱包処理により、ごみの減量化・減容化を図り、最終処分場への負荷の軽減を行っています。

②中間処理の方法及び量

- ・燃やすごみ 燃やすごみは、稲葉クリーンセンターで焼却処理します。
- ・資源ごみ 資源ごみは現行と同様、資源化することとします。プラスチック資源（プラ製容器包装）・紙製容器包装・ペットボトルは、収集後、選別・圧縮・梱包処理します。

③ 処理施設及びその整備計画の概要（敷地面積、処理能力等）

中間処理施設は、ごみの再資源化や減量化を図り、最終的な目標として埋立対象物を少なくし、最終処分場の延命化を図るものです。このため松川町では、南信州広域事務組合に参画して、飯伊市町村と合同で中間処理施設（焼却施設）の整備を行いました。

ごみ中間処理施設の概要

施設名	南信州広域連合 稲葉クリーンセンター
所在地	飯田市下久堅稲葉 1 5 2 6 - 1
敷地面積	7 1, 4 0 0 m ²
処理能力	9 3 t / 日 (4 6 . 5 t / 2 4 h × 2 炉)
燃焼方式	ストーカ式焼却炉
余熱利用設備	蒸気タービン発電機 (1, 2 8 0 kW)
竣工	平成 2 9 年 1 2 月 1 日

(3) 最終処分計画

①最終処分に関する目標（基本方針等）

ごみの排出量自体を減らすことが出来れば、最終処分量の削減ができます。最終処分場の埋立残容量確保を図るため、埋立ごみの中に多く含まれる、廃プラスチック、金物類、ガラスビン、小型家電等の分別が適正にできるように啓発を図ります。

②最終処分方法及び量

ア. 埋立て計画

- ・最終処分場の埋立て期間は、当初計画では平成9年度から平成22年度までの14年間でしたが、分別及び再資源化等により、令和5年3月現在、最終処分場の残余容量は6,330 m³（30％）という状況にあります。
- ・埋立て方式は、セル方式によります。
- ・ごみ分別を徹底し、再利用・再資源化の推進を図り最終処分場の延命策を進めます。

イ. 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

廃棄物の種別	搬入者	内訳量
埋立ごみ	委託業者	44 t／年

③最終処分場及びその整備計画の概要（敷地面積、埋立容量等）

最終処分場の概要

施設名	松川町一般廃棄物最終処分場
所在地	松川町生田3231-1
敷地面積	約11,000 m ²
埋立容量	21,000 m ³
計画処理水	25 m ³ ／日
累計埋立容量	14,150 m ³ （令和5年3月現在）

※覆土砂により誤差あり。

（4）資源化・有効利用計画

①資源化・有効利用に関する目標（基本方針等）

各家庭からごみの分別排出をし、「資源ごみ」は各処理方法により再資源化していきます。容器包装リサイクル法によりプラスチック資源（プラ製容器包装）・紙製容器包装・ペットボトルは再商品化を行います。他の資源ごみは町のルートにより再商品化を行います。家庭からの排出、収集の徹底により、資源の品質向上を図ります。

また、一般ごみ集積所の整備・管理を利用者（自治会）の協力により行い、各家庭からの資源を風雨・鳥獣害などから保護し品質の向上を目指します。

②資源化・有効利用の方法及び量

一般廃棄物の種類	分別の区分	資源化
スチール缶・アルミ缶・その他の金属	金物類	金属として再資源化
飲み物のビン・食品のビン、化粧品のビン	ガラスビン	ガラスビン・路盤材などへ再生
古新聞・ダンボール・古雑誌	古紙類	新聞は新聞紙に、ダンボールはダンボール、雑誌はボール紙に再生
包装紙や紙袋・紙容器やふた・菓子箱等	紙製容器包装	紙に再生、はじかれた物は固形燃料へ
レジ袋・プラスチック容器・発泡スチロール容器、商品を包んでいるラップ等	プラスチック資源 プラ製容器包装	ごみ袋、敷設シートなどへ再生
再資源化できないプラスチック(はねだし)	プラ不適合	固形燃料へ再資源化
飲み物容器・食品容器	ペットボトル	ペットボトルや繊維原料などへ再生
使用できる衣料・毛布	古衣料	再利用
電子機器その他電気機械器具	小型家電	金属として再資源化

5. 処理計画達成のための施策

(1) 排出に関する事項

廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の施策を実施します。なお、実施に当たっては、町民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要です。

① ごみの分別やリサイクルの必要性を得るための活動

環境衛生員会議やまちづくり懇談会、エコバスツアー、チャンネル・ユー等を通して、町民にごみ排出量の状況や処理に要する費用等の情報を提供し、ごみの排出抑制、分別の徹底、リサイクルの必要性の理解を得るため啓発行動に取り組みます。

学校における環境教育として、環境学習や一般廃棄物最終処分場見学を行い、ごみの減量や分別の知識を普及します。

②販売包装の抑制、買い物袋持参の促進

「南信州プラスチックスマート推進協議会（旧南信州レジ袋削減推進協議会）」の構成員として、消費者の会等関係団体、事業者、行政が連携して、買い物袋（マイバック）の持参、レジ袋の辞退等の、レジ袋削減運動を実施します。

③生ごみの水切りの奨励

生ごみは水分を多く含み、水切りを徹底することで減量することができるため、広報やホームページ、イベント等で水切りの方法や水切りの実施について奨励を図ります。

④家庭用生ごみ処理機の購入補助による普及拡大

生ごみ処理機の購入に対する補助制度を継続し、広報やホームページ等で制度の周知を図ります。

⑤フードリサイクル事業の推進

生ごみを回収し、堆肥化するフードリサイクル事業を継続し、循環型まちづくりの推進と燃やすごみの減量化を図ります。

(2) 収集・運搬に関する事項

ごみ収集の効率化や地域環境美化を図るため、自治会・燃やすごみステーションの協力を得ながら、ごみ集積所の適正な維持管理を図ります。

行政による収集体制は自治会環境衛生員、燃やすごみステーション代表者と協力し現行体制を維持し、住民に対し分別の徹底を推進します。

(3) 中間処理に関する事項

金物類、ペットボトル、ガラスビン、プラスチック資源、紙製容器包装、古紙類については、民間事業者へ中間処理及び保管を委託します。

(4) 最終処分に関する事項

分別を徹底し、埋立ごみにおける、プラスチック資源、金物類、ガラスビンの混入の削減を行い、最終処分場の延命を図ります。

(5) 資源化・有効利用に関する事項

金物類、ペットボトル、ガラスビン、プラスチック資源、紙製容器包装、古紙類の資源化を継続し、適正な分別によりごみの資源化を図ります。

古衣料の回収を継続し、衣類の有効利用を図ります。

小型家電の収集を継続し、金属資源の有効利用を図ります。

アルミ缶等の集団回収は、小中学校の実施報告に応じ、収集量に応じた補助金を交付します。

家庭用生ごみ処理機購入に関する補助金制度の周知・活用を推進します。

(6) 一般廃棄物処理に要する経費に関する事項

ごみ処理経費（主要項目のみ）

単位：千円

	項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	ごみ収集手数料	15,329	13,032	16,522	15,851	14,000	13,024
	一般廃棄物処理業許可手数料	81	48	69	48	84	54
	ごみ指定袋販売収入	3,154	3,384	3,144	3,325	2,492	2,854
	資源ごみ売却代金	3,476	2,038	1,480	2,787	2,676	2,469
歳出	収集運搬・処分・負担金	88,665	104,067	107,291	112,818	115,801	121,322
	ごみ指定袋作成	2,627	3,044	3,147	3,130	3,594	3,142
	ごみカレンダー(手引)作成	260	262	270	288	984	315
	ごみステーション設置(補助)	0	150	0	98	129	98

(7) 災害対策

地震や風水害など自然災害の発生により、大量に排出する災害廃棄物、生活系ごみの処理については、生活環境の保全、住民の日常生活の再開を図るため、「松川町地域防災計画」で定めた「災害応急対策計画」のうち「廃棄物処理活動」に基づき、迅速かつ適切な対応を図ります。

第3章 生活排水処理計画

1. 生活排水処理計画

健全な生活環境の確保と公共水域の水質保全を図ることを目的に、下水道基本構想に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の3事業により、整備を進めてきました。都市計画の用途区域を中心とする公共下水道事業は平成4年度より整備を開始し、農業振興地域の農業集落排水事業は、5地区を計画し平成5年度より整備を開始しました。これらの対象外区域は、合併処理浄化槽設置事業で対応しています。

- ・公共下水道事業は、平成10年度から一部での供用を開始し、平成18年度より全線供用開始となりました。
- ・農業集落排水事業は、平成15年度末で上片桐上地区の完成をもって完了し、平成16年度より供用開始となりました。

2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

町の許可業者によりし尿及び浄化槽汚泥の全てを収集、運搬します。

種類	収集体制	処理主体
し尿	許可業者	個人等（飯田竜水園）
浄化槽汚泥	許可業者	個人等（飯田竜水園）
農業集落排水汚泥	許可業者	町（飯田竜水園）
生活排水浄化槽汚泥	業者委託	町（業者委託）

3. し尿・浄化槽汚泥処理の状況

松川町における過去のし尿の処理量は、下水道の普及により年々減少しています。今後は、施設の統廃合の計画もあり増減する可能性があります。

し尿・浄化槽汚泥処理実績

㎏／年

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
し尿	1,782	1,954	1,902	1,684	1,563	1,523	1,470	1,386	1,270	1,197
浄化槽汚泥	2,524	2,412	2,536	2,425	2,896	2,547	2,608	2,728	2,860	2,641

※浄化槽汚泥に農集排汚泥を含む

4. し尿・浄化槽汚泥処理の将来予測

し尿・浄化槽汚泥処理将来予測						kl/年
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
し尿	1, 197	1, 185	1, 173	1, 161	1, 149	1, 138
浄化槽汚泥	2, 641	2, 615	2, 589	2, 563	2, 537	2, 512

※浄化槽汚泥に農集排水汚泥を含む

5. 中間処理計画

町内全域から収集された、し尿及び農業集落排水汚泥、浄化槽汚泥は全て南信州広域事務組合で運営する施設、飯田竜水園で処理を行います。

最終処分場の概要

施設名	飯田竜水園
所在地	飯田市松尾明 7 5 1 3 - 1
敷地面積	22, 035. 29 m ²
処理方法	標準脱窒素処理方式＋高度処理
処理規模	204 ^{キロリットル} /日(し尿197 ^{キロリットル} /日+浄化槽汚泥7 ^{キロリットル} /日)